

(別紙1) 【施設利用料(基本料)】

特別養護老人ホーム山翠園

令和6年4月～令和6年5月まで

利用料合計＝施設サービス費＋各種加算＋その他の加算(裏面)＋その他費用＋食費＋居住費

[単位:円]

介護度	施設サービス費	各種加算 (※) 裏面参照	介護職員 処遇改善 加算(Ⅱ) 60/1000	介護職員 等特定処 遇改善加 算(Ⅱ) 23/1000	介護職員 等ベース アップ加算 16/1000	その他費用			介護保険 負担限度額認定証				介護保険 負担割合証	
						事務費 120円	貴重品 管理料 120円	おやつ代 70円	利用者 負担段階	食費	居住費 [多床室]	食費・居住費 合計 (30日)	利用料合計 (30日)	
要介護1 月額	17,670	3,430	1,266	485	338	3,600	3,600	2,100	第1段階	300	0	9,000	1割	41,489
									第2段階	390	370	22,800	〃	55,289
									第3段階①	650	370	30,600	〃	63,089
									第3段階②	1,360	370	51,900	〃	84,389
									第4段階 (上記以外の方)	1,455	855	69,300	〃	101,789
												2割	124,978	
													3割	148,167
要介護2 月額	19,770	3,430	1,392	534	371	3,600	3,600	2,100	第1段階	300	0	9,000	1割	43,797
									第2段階	390	370	22,800	〃	57,597
									第3段階①	650	370	30,600	〃	65,397
									第3段階②	1,360	370	51,900	〃	86,697
									第4段階 (上記以外の方)	1,455	855	69,300	〃	104,097
												2割	129,594	
													3割	155,091
要介護3 月額	21,960	3,430	1,523	584	406	3,600	3,600	2,100	第1段階	300	0	9,000	1割	46,203
									第2段階	390	370	22,800	〃	60,003
									第3段階①	650	370	30,600	〃	67,803
									第3段階②	1,360	370	51,900	〃	89,103
									第4段階 (上記以外の方)	1,455	855	69,300	〃	106,503
												2割	134,406	
													3割	162,309
要介護4 月額	24,060	3,430	1,649	632	440	3,600	3,600	2,100	第1段階	300	0	9,000	1割	48,511
									第2段階	390	370	22,800	〃	62,311
									第3段階①	650	370	30,600	〃	70,111
									第3段階②	1,360	370	51,900	〃	91,411
									第4段階 (上記以外の方)	1,455	855	69,300	〃	108,811
												2割	139,022	
													3割	169,233
要介護5 月額	26,130	3,430	1,774	680	473	3,600	3,600	2,100	第1段階	300	0	9,000	1割	50,787
									第2段階	390	370	22,800	〃	64,587
									第3段階①	650	370	30,600	〃	72,387
									第3段階②	1,360	370	51,900	〃	93,687
									第4段階 (上記以外の方)	1,455	855	69,300	〃	111,087
												2割	143,574	
													3割	176,061

\* 介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ加算は、その他の加算算定状況により、金額が異なります。また、上記以外の加算等に応じて若干の金額の増減がございます(裏面)。

# 【施設利用料】

特別養護老人ホーム山翠園

## その他の加算項目

\* 下記の加算は、該当する場合のみ算定されます(利用者負担)

〽は、該当する場合はいずれか

[単位:円]

加算項目	費用	内容	加算項目	費用	内容	
初期加算	30単位/日	入所日から30日間又は30日を超える入院後に介護老人福祉施設に再入所した場合に、30日以内の期間	入院又は外泊時の費用	246単位/日	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合。1月に6日を限度(月をまたぐ場合は、最大12日間)。	
安全対策体制加算	20単位/回	安全対策担当者が、安全対策に係る外部研修を受け、施設における安全対策を講じている場合(入所初回に限り)	若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症の利用者に対し、個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合	
日常生活継続支援加算(Ⅰ) ※	36単位/日	介護福祉士の数が一定の条件を満たしており、かつ、新規入所者の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上を満たしている場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	医師より認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると判断された利用者に対し、緊急的な入所を受け入れた場合	
夜間職員配置加算(Ⅲ)イ ※	28単位/日	夜間の人員基準より多い職員を配置している場合	在宅・入所相互利用加算	40単位/日	複数の者で予め、在宅期間及び入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用している場合	
看護体制加算(Ⅰ)イ ※	6単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合	外泊時に在宅サービスを利用したときの費用	560単位/日	利用者に対して居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設より提供される在宅サービス提供する場合。1月に6日を限度(月をまたぐ場合は、最大12日間)	
看護体制加算(Ⅱ)イ ※	13単位/日	看護職員を常勤換算方法で3名以上配置していること及び看護職員の連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合	経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	月1回以上、多職種共同にて、食事の観察及び会議等を行う。経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合。療食加算の併算定可。	
認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※	3単位/日	厚生労働省が定める者(認知症自立度Ⅲ以上)に対し、専門的な認知症ケアを行った場合	経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	上記(Ⅰ)を算定している場合であって食事の観察・会議等に医師等が参加した場合	
個別機能訓練加算(Ⅰ) ※	12単位/日	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、訓練を実施し、評価を行っている場合	退所時栄養情報連携加算	70単位/回	療養食加算対象者が退所先の医療機関に対し、栄養管理に関する情報提供を行った場合	
個別機能訓練加算(Ⅱ) ※	20単位/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	下記(Ⅱ)の要件を満たし業務改善の取組による成果が確認される。見守り機器等を複数導入、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、毎年、データ提供を行った場合。	
口腔衛生管理加算(Ⅰ) ※	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し口腔衛生等の管理を月2回以上行い、利用者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、助言及び指導を行った場合	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。見守り機器等を1つ以上導入。毎年、データ提供を行った場合	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	上記(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保している一般的な感染症等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に適切に対応した場合	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係ると届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※	50単位/月	上記(Ⅰ)の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出しその情報を活用した場合	新興感染症等施設療養費	240単位/日 1月に1回、連続する5日を限度	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合	
栄養マネジメント強化加算 ※	11単位/日	栄養状態のリスク管理を計画的に行い、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成して、情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	
療養食加算	6単位/回 1日3回限度	医師の発行する食事箋に基づき、治療食の提供を行った場合(糖尿病・腎臓病・肝臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・脂質異常症・痛風食など)。	排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	上記(Ⅰ)に加え、要介護状態の軽減が入所時等と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	
再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関から介護保険施設への再入所者であって、特別食等などを提供する必要がある入所者に対し、栄養に関する指導又はカンファレンスに出席し、医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成する場合。	排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	上記(Ⅰ)及び要介護状態の軽減が入所時等と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	
経口移行加算	28単位/日	医師の指示に基づき、多職種共同にて、経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	入所時に、褥瘡の発生と関連リスクの評価を行う。3カ月に1回の頻度で評価・見直しを行い情報を提出。褥瘡の発生リスクがある場合は、多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施すること。定期的に管理内容や入所者の状態について個別に記録を行う場合	
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	厚生労働省に当該測定を提出し、一定の条件を満たした上で、利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できている場合	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	上記(Ⅰ)の要件をすべて満たし、褥瘡の発生リスクがある入所者において、褥瘡が発生してない場合。	
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	上記(Ⅰ)を満たし、より一層利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できている場合	自立支援促進加算	280単位/月	医師が医療的評価を入所時に行い、自立支援計画の策定等に参加。特に自立支援の対応が必要な者毎に多職種協働で計画を作成した場合	
看取り介護加算(Ⅰ)		看取りに対する諸要件を満たした場合	退所時等相談援助加算		在宅復帰等の際、必要な支援を行った場合	
	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	〃	(1)退所前訪問相談援助加算	460単位/回	〃
	死亡日4日以上30日以下	144単位/日	〃	(2)退所後訪問相談援助加算	460単位/回	〃
	死亡日前日、前々日	680単位/日	〃	(3)退所時相談援助加算	400単位/回	利用者及びその家族等に対して、退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	死亡日	1,280単位/日	〃	(4)退所前連携加算	500単位/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
				(5)退所時情報提供加算	250単位/回	医療機関に退所する入所者において、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴当の情報提供を行った場合